

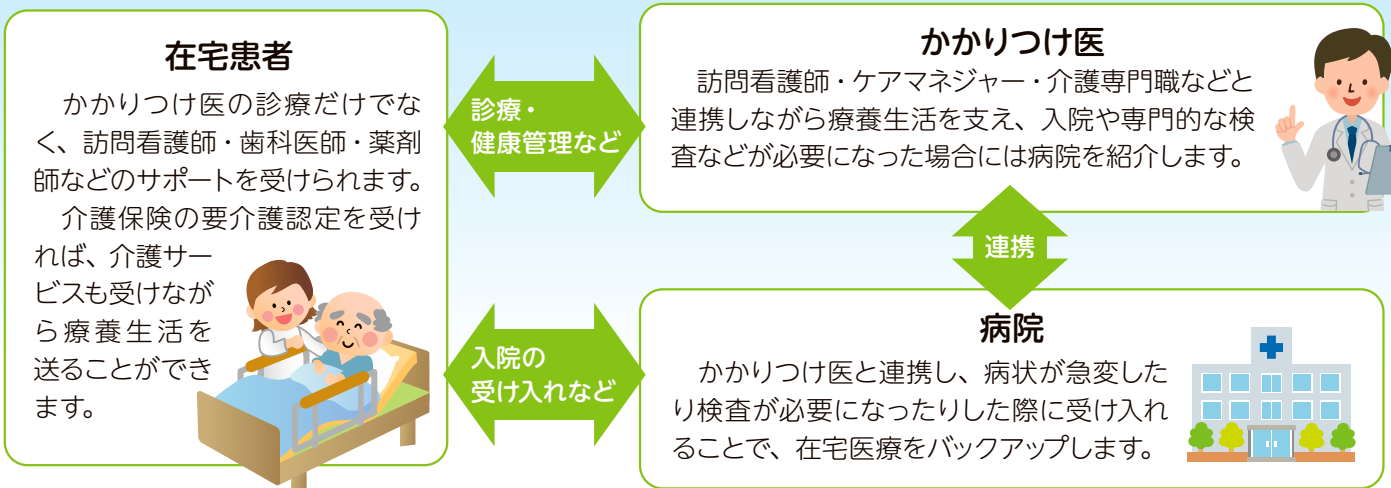
鳥羽で最期まで暮らそう 在宅医療について知ろう

在宅医療・介護連携部会 ☎ (25)1182

在宅医療とは

「主に寝たきりや病気や障がいにより通院が困難なかなど」を対象に、かかりつけ医が計画的に自宅などの住み慣れた場所で、診療や治療、処置などを行うのが「在宅医療」です。

病状が急変したり、くわしい検査が必要になったときなどは、必要に応じて病院に入院してかかりつけ医と医療情報の共有・提供など、お互いに連携をとって治療・管理にあたります。



ほかの医療関係者・介護関係者とも連携し在宅医療をサポートします

医療サポートを確実にするため、訪問看護師・歯科医師・薬剤師や理学療法士などのほかの分野の医療関係者、ヘルパーなどの介護関係者とチームとして協力・連携します。



この在宅医療の相談先は、入院している場合と、していない場合で異なります(右図参照)。

くわしくは、地域包括支援センター (☎(25) 1182) へ相談してください。

在宅医療の相談先

入院している場合

- ・医療相談室・地域連携室
- ・医療ソーシャルワーカー (退院時支援などを行います)

入院していない場合

- ・かかりつけ医
- ・地域包括支援センター
- ・担当ケアマネジャー

